

# 漢語「スイキヨ（推拳・吹嘘・吹拳）」の漢字表記と意味用法

—— 文書用語の史的展開 ——

鄭 艶 飛

## 一、問題の所在

『黒本本節用集』では、「吹拳」について、以下のように記す。

吹拳（右）スイキヨ 又作吹嘘 又作推拳（『黒本本節用集』二〇六一四）

古文書においても、これら「吹拳」「吹嘘」「推拳」の三つの表記が同様の用法で用いられる現象が見受けられる。<sup>1)</sup>即ち、三表記は同一語の異なる表記として用いられていたと言えよう。

『日本国語大辞典 第二版』（以下、『日国』）では、三表記の意味について、以下のように記述されている（例文略）。

「推拳・吹拳」

(1) 官途や、ある仕事などにつくように、また、地位などが昇進するよ  
うに取持つこと。推薦。吹嘘（すいきよ）。

(2) 中世、他人の支配に属している者が自分の名義で訴訟する時に、主人に当たるものが裁判所に対して取り次ぐ旨の書状を添付すること。拳状。

「吹嘘」

(1) いきを吹きかけること。いきを吹き出すこと。また、風が吹くこと。

(2) 「すいきよ（推拳）(1)」に同じ。

(3) 「すいきよ（推拳）(2)」に同じ。

(4) 吹聴すること。

また、『日国』では、「推拳・吹拳」の語誌は、以下のように記述されている。

(1) 「弘治二年本節用集」「永祿二年本節用集」「堯空本節用集」「和漢通  
用集」などの、いわゆる印度本類節用集には「吹拳」「吹嘘」「推  
拳」の三表記が併拳されている。「吹嘘」は中古によく使用され、

中世になると「吹拳」が普通となる。「推拳」は中世後期以降増え、近世では「吹拳」と併用された。「推拳」に定着したのは明治後半のようである。

(2)「吹嘘」は、本来は、息を吹きかける意であったが、中国では、推薦する意もあつた。両義とも日本に伝来し、意味の混乱を避けるためか、次第に「吹拳」が使用されるようになった。↓すいきよ（吹嘘）。

『漢語大詞典』を見ると、これらの表記は以下のように記述されている（日本語は筆者訳）。

#### 「吹嘘」

- (1) 呼气。（息を吐く）
- (2) 比喻用力极小而成大事。（比喻用法。小さい力で大きなことを成し遂げることをいう）
- (3) 吹气使冷，嘘气使暖，吹冷嘘热可使万物枯荣。（力を込めて息を吹きかけることで寒くすることができ、ゆっくり息を吹きかけることで暖かくすることができる。繰り返すことで万物に盛衰を繰り返させる）
- (4) 指风吹。（風が吹く）
- (5) 奖掖，汲引。（引き上げる用いる）
- (6) 吹捧；夸口；说大话。（過大にほめる。ほらを吹く）
- (7) 谓吹竿。（竿を演奏する）
- (8) 道教语。导引吐纳。（道教の言葉。導引吐納）

#### 「推拳」

- (1) 推选，举荐。（推選、推薦）
- (2) 劾举推究。（罪科を列挙して弾劾する）
- (3) 又指两手推举。举重比赛方式的一种。（又は両手で推し挙げる。重量挙げの一種である）

『漢語大詞典』に拠れば、中国語では、「吹嘘」は本来の〈息を吹く〉の意で用いられるほか、推薦の意味を含む〈人を引き上げて用いる〉〈過大にほめたたえる〉等の意味が存する。「推拳」は〈推薦〉の意で用いられると同時に、〈罪を弾劾する〉意でも用いられる。

『日国』『漢語大詞典』『大漢和辞典』、この三つの辞典の間に見られる用例について、その扱いのゆれを見てみる。

\*甘其餌者通相吹嘘、朝廷以為文章（『顔氏家訓』名実）

この『顔氏家訓』に見られる「吹嘘」の意味について、『日国』『大漢和辞典』では、〈ある地位につくように推薦する〉例として用いているが、『漢語大詞典』では、〈過大にほめたたえる〉の例として使用している。

\*咳唾足以活枯鳞、吹嘘可用飛翦羽（『隋書』儒林伝・王孝籍）

『日国』『漢語大詞典』では、この『隋書』に見られる「吹嘘」は〈いきを吹きかけること。いきを吹き出すこと。また、風が吹くこと〉の例として扱っているが、『大漢和辞典』では、〈上へ推し薦める。推拳〉の意味を立てている。

このように、「吹嘘」について、日本の現行辞典、また日中の漢語・国語辞典の間にもゆれが見られ、全同でない。

これらの表記について、ほかにもなお不明な点が存する。まず、「推挙」「吹嘘」は中国文献では果たして既に同義として用いられていたのか。次に、「推挙」は漢籍で古くから見られるにもかかわらず、なぜ日本文献においては早い時期に定着できなかったのか。これらの疑問を解決すべく、日中両語における「推挙・吹嘘・吹拳」の使用状況を調べ、整理することが本稿の目的である。調査する際、以下の疑問を念頭に置き、解決を目指したい。

イ、中国文献における「推挙」「吹嘘」の使用状況

ロ、日本文献における「推挙・吹嘘・吹拳」三表記の整理

①「推挙」の中世後期以前の使用状況

②中古でよく使われていた「吹嘘」の使用状況

③「吹拳」の成立経緯

ハ、「吹拳」に取って代わり、「推挙」が定着に至る要因

## 二、現行の辞典類の記述

まず、『大漢和辞典』では、三表記について、以下のように挙げられる(例文略)。

「推舉」人を上へ薦め上げる。推薦に同じ。

「吹嘘」(1)いきを吹出す。(2)相助けること。(3)上へ推し薦める。吹

舉に同じ。推舉。

「吹拳」人を薦めあげる。推舉。吹嘘。

このうち、「吹拳」には日本文献の用例のみ挙げられている。

『角川古語大辞典』では、

「吹嘘・吹拳・推舉」

漢語として、息を吐き出す意の「吹嘘」(①)と、官途に推薦する意の「推挙」(③)とは別語であるが、既にシナでも混用され、わが国でも、意味分化に対応しない形で併せ用いられている。①には、「吹嘘」の用字を、②以下には古くは「吹嘘」、中世には「吹拳」が普通で、「推挙」は中世末期以降ふえるという推移が見られる。①呼吸を急に吐きかけること。気を吐くこと。自然現象として風が吹くことも、超人間的なものの吐く息と見て、この語で表すことがある。②口に出してほめたたえる。優れたものとして吹聴する。③官職その他の仕事への、新任や昇任について口ききをする。肩入れして推薦すること。引汲(いんぎふ)に同じ。④裁判用語。中世、訴訟をする時に、訴人の主人に当る人が出す添え状。拳状(きよじやう)②イに同じ。

のように記される(例文略)。

『時代別国語大辞典 室町時代編』では、以下のようにある。ここでは、見出しには「吹嘘」は見られないが、語釈の中には見える。

すいきよ「吹拳・推挙」

そのものをすぐれたものと評価して取立てること。特に、その人の上の人に推薦して、官職などに登用されるようにはかること(例文

略)。

『日本社会経済史用語辞典』は、以下のように述べている。

すいきよ 吹拳

漢語の推拳(すいきよ)と吹嘘(すいきよ)とから造られた中世日本のことは。意味はいずれも同様で、上位への地位や身分に取立てられるよう口添えするということ、普通にはひいきする・推薦する・引立てることをいう(例文略)。

また同辞典では、「吹嘘」は漢籍では「推拳」と同義に使われ、日本でもその用例が中世にみられ、室町期に多いと指摘している。

紹介した辞典を見ると、現行国語辞典においても、日本史関係の研究においても、概ね『日国』と同様の記述がされているように見受けられる。

佐藤進一(一九七二)において、鎌倉時代後期のある訴状の解説に以下のように述べている。

吹嘘、スイキヨ。正しくは吹拳。推薦、紹介、連絡などの意に用い、自己の権利の放棄を明らかにする一定の法律的効力を持つ場合もある。(略)、吹拳は単なる紹介以上の申入れを予想しているようである。

また、中世において頻繁に見られる「吹拳状・推拳状」について、『古文書用字用語大辞典』では、以下のように述べる。

拳状ともいう。中世の文書の一様式。下位の者から上位の者に提出する文書を取り次ぐ場合、また、とくに第三者が推薦して本人の申出に信用を高めるために出す文書をいう。

### 三、古辞書における記述

『前田本色葉字類抄』に、すでに三表記とも見られる。

吹(平)嘘(上) スイキヨ 引及也(下疊字二二〇才四)<sup>3)</sup>

吹(平)舉(上) 文章部、用之。教導(下疊字二二〇才四)

推(平)舉(上) 雑部(下疊字二二〇才六)

また、中世及び近世の古辞書にも挙げられているいくつかの例を挙げる。

『下学集』諸本では、「吹嘘」のみ挙げられている。『節用集』諸本では、以下のように挙げられる。

吹嘘(右) スイキヨ(左) フクイキシカク 或作吹拳 又作推拳  
〔文明本節用集〕一一二七―六

吹拳(右) スイキヨ 吹嘘(右) 同 推拳(右) 同 已上三義同三  
説在内拳、又、子拳、外拳、他人、賢キ、拳、自拳、身自拳、  
〔伊京集節用集〕一一九―二

推舉(右) スイキヨ 〔書言字考節用集〕⑫五三一―五

吹嘘(右) スイキヨ 〔書言故事〕求薦拳 謂尚假——之力 〔書言

字考節用集』⑫五三一八)

吹挙(右) スイキヨ 『書言字考節用集』⑫五三一八)

『和訓栞』では、「すゐきよ 俗の口語にいふは吹舉也といへり」とある。

また、『和英語林集成』では、「推挙」表記が挙げられている。<sup>4)</sup>

SZIKIYO スキキヨ 推舉 (『和英語林集成』初版)

SUI-KIYO スキキヨ 推舉 (『和英語林集成』再版)

SUIKYO スキキヨ 推舉 (『和英語林集成』三版)

#### 四、中国文献における「推挙・吹嘘・吹挙」

##### 四一、「推挙」について

漢籍<sup>5)</sup>では、「推挙」は早く『史記』に見られる。(1)は『日国』『大漢和辞典』にも挙げられている。

(1)所推挙皆廉士、賢於己者也。(『史記』韓長孺列伝)

(2)及至其末、朋党比周、各推其与、廢公趨私、内外相推挙、奸人在朝、而賢者隱処。(『淮南子』秦族訓)

(3)家貧、不修学行、不爲郷里所推挙。(『後漢書』張法騰憑度楊列伝)

(4)於是推挙賢才、委以庶政、(『晋書』慕容廆裴嶷高瞻)

右四例では、「推挙」は〈推薦〉の意で用いられている。

「推挙」は漢訳仏典にも見られる。

(5)往昔劫初、大衆推挙。所置立王。世世相承。至今已来。(『佛本行集經』卷第二七)

(6)遷人逐物至此西界。推挙箇豪尊立爲王。(『大唐西域記』卷第一二)

(7)王無繼嗣。唯此窮子。是王所親。宜共推挙作波羅捺王。統領四國。然後虐暴。(『雜寶藏經』卷第四)

(8)而書画有工頗愛篇什。文筆之華時所推挙。美客貌善風儀。詞弁雅淨。聽者無撓。(『統高僧傳』卷第八)

漢訳仏典においては、「推挙」は漢籍と同様〈その職に就任できるようにおしあげる〉、即ち〈推薦〉の意で用いられている。

##### 四二、「吹嘘」について

「吹嘘」も漢籍及び漢訳仏典に多く見られる。まず、漢籍の例を数例見てみる。

(9)外干朝政、内預宴私、宗枝藉其吹嘘、重臣仰其鼻息、罪積山岳、靡

挂於刑書、功無涓塵、已勒於鍾鼎。(『旧唐書』于志寧列伝)

(10)始自爲学、至於升朝、無朋友爲臣吹嘘、無親戚爲臣援庇。(『旧唐書』元稹龐嚴)

(11)每四方進奏文表、必先呈力士、然後進御、小事便決之。玄宗常曰、「力士當上、我寢則穩」故常止於宮中、稀出外宅。若附會者、想望風彩、以冀吹嘘、竭肝膽者多矣。(『旧唐書』高力士伝)

(12)祚退謂密友曰、「瓊真偽今自未辨、我家何爲滅之。然主上直信李冲

吹嘘之説耳。」祚死後三歳而于忠死、咸以祚為崇。（『魏書』郭祚伝）

(13) 逆賊沈攸之、出自萊畝、寂寥累世、故司空沈公以從父宗蔭、愛之若子、卵翼吹嘘、得升官秩。廢帝昏悖、猜畏柱臣、攸之貪競乘機、凶忍趨利、躬行反噬、請銜誅旨。（『宋書』沈攸之臧寅辺榮程邕之）

右の(9)～(13)の例を見てみると、「吹嘘」には（推薦）の意味合いも含まれているが、マイナスの意味で用いられていることが明らかである。それは即ち（有能な人を上へ押し上げる）（就任できるように口利きする）の意だけではなく、「吹嘘」する行為に対して貶す意味合いが含まれ、（過大にほめたたえてすすめあげる）の意であると思われる。

また、自分に用いる例(10)が見られるが、自分のために「吹嘘」する友達はなく、後ろ盾になってくれる親戚がいない、とあり、これは自分の不遇に対する揶揄であり、「吹嘘」によって朝廷に上がった人に対する皮肉であるとも考えられる。

次に、漢訳仏典に於ける「吹嘘」を検討する。

(14) 撫臆論心假名而已。吹嘘在彼惡聞過実。願勿以禪法見欺。（『隋天台智者大師別伝』）

(15) 磨鈍策蹇濫被吹嘘。至於提頓綱維。由来未悟。（『統高僧伝』卷第三）

(16) 然事高辭野。久懷多愧。来告吹嘘。更增愧墨。今以所著贊論十科。重以相簡。如有紕謬。請備斟酌。（『広弘明集』卷第二四）

(17) 異方秀傑同稟親承筆記玄章並行於世。余以不敏妄忝吹嘘。受旨證文偶茲嘉会。（『因明入正理論』）

(18) 陸沈浮俗。盛業可列。而吹嘘罕遇。故集見勸風素。且樹十科。結成

三帙號曰統高僧伝。（『統高僧伝』序）

(19) 朝閱真經宛契冥牒。由是声名籍甚遠近吹嘘。為出世之津梁。固経行之領袖。（『宋高僧伝』卷一四）

(14)～(17)は（ほめたたえる）の意であるが、文脈から（過大にほめたたえて）の意で、マイナスの意味合いで用いられていることが分かる。(18)、(19)は（ほめたたえる）の意である。

漢訳仏典においては、「吹嘘」は（ほめたたえる）意で用いられ、そのうち、マイナスのニュアンスで使用されることが多い。

#### 四一三、「吹拳」について

「吹拳」は漢籍には見られず、漢訳仏典には字面として数例見られる。

(20) 山頭復有火炎。極高五千由旬。彼炎吹拳在空而燒。（『正法念処経』卷第七）

(21) 風界三昧者。不分離身。吹拳攀縁。無礙想。急疾相。（『大方等大集経』卷四八）

右のように、中国仏典においては、「吹拳」は（風が）吹き拳げる）の意にのみ用いられている。

因みに、日本の仏書においては、『御記』一例及び『仙洞三心義問答記』三例しか見当たらなかったが、『御記』では、（猥りにほめたたえて自慢する）とあり、「吹拳」は（過大なことを言う）の意であると推測される。『仙洞三心義問答記』では、（推薦）の意味で用いられている。

(22) 入此門室之徒。心以和為心。身以靜為身。進憶正直。退愧詔曲。猥

吹拳自得。強謳称他失之事。放逸無慘所為也。(『御記』守覚)

(23) 今日依彼吹拳被参決。最知決択之道。可被糺明邪正歟。(『仙洞三心義問答記』顯意)

#### 四一四、漢籍における三表記の使用状況のまとめ

〔推薦〕の意味合いで用いられる際、「推拳」は〔推薦〕の意味で用いられており、「吹嘘」は〔過大に評価して、ほめたたえて(推薦する)〕の意で用いられていることが殆どである。共通する意味要素〔推薦〕が存するが、意味評価では、「推拳」はプラスで、「吹嘘」はマイナスで用いられることが多く、両語の間には評価性において大きな違いが存するようと思われる。

また、意味の重点としては、「推拳」は〔推薦・ある職、官途に就任できるように推薦する〕にあるが、「吹嘘」の場合は、〔ほめたたえる〕意の方に置かれているように思われる。特に漢訳仏典の場合、〔ほめたたえる〕の意味で用いられている。

中国文献には「吹拳」は見られない。

#### 五、日本文献における「推拳・吹嘘・吹拳」

##### 五一一、「推拳」について

まず、古文書については、『平安遺文』『鎌倉遺文』『南北朝遺文』『大日本古文书』を対象として調査した。<sup>24)</sup>筆者の調査した範囲では、「推拳」の最も早い用例は24の天元二(九七九)年の例である。「推拳」は『平安遺文』に二例しか見られず、鎌倉時代に少し増えるが、南北朝時代の例は得られなかった。

(24) 尤足推拳。(新訂増補国史大系『類聚符宣抄』卷一・天元二(九七九)年二月一四日)

(25) 勤勞積年、譜弟勝他、推拳之處、旁叶其理、就中以件職讓補弟子之處、(太政官符『石清田中文書』四二四・建久元(一一九〇)年)

(26) 於雜掌者、可被用供僧推拳之仁候之由、(東寺供僧申状追而案『鎌倉遺文』一七三六七・正応三(一二九〇)年六月一四日)

(27) 東照宮様以御推拳領地有付安堵被致候以來代々相統在之候処、(北野天満宮梅椿坊内願書『井伊家史料』万延元(一八五九)年正月)

平安・鎌倉時代の古文書では、「推拳」は、〔引き上げて用いる、ある職に就くように推薦する〕の意で用いられていた。江戸時代の文書にも(27)のように数例見られるが、意味は〔所領安堵の推薦〕〔訴訟仲介の推薦〕の意になった。

文書以外に見られる早い用例としては、『雲州往来』の一例が見られる。ここでは、「蹴鞠の催しの員数に加えるように推薦する」の意である。ここでは、「蹴鞠の催しの員数に加えるように推薦する」の意である。

(28) 殊加推拳之詞恐、謹言(『雲州往来』)

古記録に見られる早い用例としては、『台記』の例が挙げられる。また、『民経記』に三例、『経俊卿記』に三例、『後愚昧記』に一例、『建内記』に二例見られる。古記録では、〔官職に就任するように推薦する〕の意で使用されていた。

(29) 仰任官之時、不依兄弟、依奉公高下可推挙之由、(『台記』仁平三(一一五三)年九月一六日)

(30) 然而依富有之一事已立身、依前(藤原兼盛)殿下御推挙登庸、尤可然々々、(『民経記』仁治三(一二四二)年四月九日)

文学作品において、得られた最も早い例は『古今著聞集』の二例である。しかしその後、『源平盛衰記』に一例見られるのみで、江戸時代まで見られないようである(以下、文学作品における例は、注記しない場合、岩波書店『日本古典文学大系』を用いている<sup>8)</sup>)。

(31) 嚴重の成功にて、社家推挙しければ、はづるべきやうもなかりけるに、度々の除目にもれにけり。(『古今著聞集』巻第一)

(32) 殿下は、又大藏卿宗頼朝臣を推挙ありければ、両闕ともになふまじげにきこえけるを、(『古今著聞集』巻第一五)

(33) 彼法然房ニ被仰含ヘキカト諸卿推挙シ申ケレハ(慶長古活字版『源平盛衰記』巻二五)

江戸時代中後期には、文学作品において再び見られるようになる。

(34) 竹沢が推挙にて尊氏卿へ。(『神靈矢口渡』『風来山人集』)

(35) いわば御所入魂のお蔭、剩へ今暁明け六つ、御大身へ御目見えの御推挙まで、なし下されしお世話のお礼、ヤモ詞にも尽されず。

(日本古典文学全集『碁太平記白石噺』)

(36) 武太夫が推挙の浪十八重垣紋三とやら、不足にも思わんが、(『小袖曾我薔色縫』)

(37) 其門人多くは近習にめしくはへられしによりて、戸田また吉田をす、めむがために、村田をも推挙せし也。(『折たく柴の記』)

(38) 其取扱推挙により、御奥より内献し奉ぬ。(『蘭東事始』)

右の江戸時代の文学作品においては、「推挙」は中古・中世での意味とやや異なり、意味の重点が(下位の者を上位の者に)取り持つ)に変化した様子である。

#### 五―二、「吹嘘」について

日本文献における「吹嘘」の最も早い例は(39)と思われる。『三教指帰』では、「吹嘘」は(息をすること・風が吹くこと)の意である。その後、『菅家文章』に三例(40)～(42)見られるが、(40)、(41)は(39)と同様、(息をすること・風が吹くこと)の意で用いられ、(42)は(ほめたたえる)の意である。

(39) 帶四天表。渺瀰無測。吹嘘萬類。(『三教指帰』)

(40) 偏愛吹嘘長養多(『菅家文章』)

(41) 動欲任吹嘘(『菅家文章』)

(42) 憶昔吹嘘意氣温(『菅家文章』)

管見の限り、日本文献における(引き上げて用いる・推薦)の意で用いられる「吹嘘」の初例は『朝野群載』の例と思われる。この書状は大江匡衡が大江定基を推薦するための書状であり、定基を引き上げるように懇願しているのである。平安時代後期及び院政時代に、「吹嘘」は(推薦)の意味で公式文書に現れ、もっぱらこの意味で用いられるよう



になる。

(43) 雖富才不爭。大江定基。以五代当仁。其時有田口齊名。弓削持言者。雖工文不競。夫然則累代者見重。起家者見輕明矣。方今能公聚窓之輩。漸照蠶簡。過庭之鯉。志在龍門。若不吹嘘。何期成立。望請蒙鴻恩。回准先例。早賜學問料。令繼其箕裘之業。不勝懇款之至。巨衡誠惶誠謹謹言。(新訂增補國史大系『朝野群載』卷一三・長保四(一〇〇二)年五月二七日)

(44) 縱無兩儒之吹嘘。何不拳一族之英彦。(新訂增補國史大系『類聚符宣抄』卷九・治安三(一〇二三)年十二月三〇日)

(45) 為政久浴恩波之餘瀝。重仰仁風之吹嘘。(新訂增補國史大系『本朝統文粹』卷八・長元二(一〇二九)年三月二三日)

(46) 雖有雲霄之志。已無吹嘘之人。(新訂增補國史大系『本朝統文粹』卷六・大治五(一一三〇)年一月)

(47) 辛勤之徒、難得朝選吹嘘之力、本寺修造之處、全無用途闕乏之支、但於學生昇沈者、公家實被搜才智、則何必因吹嘘之力、(官宣旨『東大寺文書』二五三・嘉承元(一一〇六)年八月五日)

(48) 和風若有吹嘘及、為許一枝折桂榮(『本朝無題詩』一一九藤原周光)

(49) 頼隆モシ将来ニ国器ニアラズハ、齋信不実ノ物ヲ吹嘘スルセメラカウフルベシト申サレケリ(『続古事談』五諸道)

『雲州往來』に「吹嘘」は二例見られ、(推薦・引き上げて用いる)の意で用いられている。

(50) 言加之官爵之事只在吹嘘(『雲州往來』)

(51) 殊望朝恩僉議之場可仰吹嘘之仁風也(『雲州往來』)

鎌倉時代の文書では、数例のみ見られる。このうち、『吾妻鏡』に二例存する。

(52) 右、雖有一師之讓、可依諸人之議、是吹嘘之初、消其仁而可補、相伝之後、露彼短而勿改。(『吾妻鏡』延応元(一二三九)年七月二五日)

(53) 設有讓得之証文。更雖有競望之仁、宜依衆議補器量。不可任相伝、不可憚有縁、是故吹嘘之初、撰定其器、補職之後、不怠其役。(『吾妻鏡』弘長三(一二六三)年三月一七日)

古文書においては、中古・中世を通して見られ、平安・鎌倉時代では、(官途推薦・引き上げて用いる)の意で用いられ、南北朝時代では、(54)のように、「吹拳状」に(訴訟の仲介の推薦)の意で用いられる。

(54) 彼吹嘘者九州在陣之時之状也(足利義満下知状写『南北朝遺文』三六六二・応安六(一三三三)年七月一九日)

古記録においては、「吹嘘」は一五世紀(一四四一)の『建内記』に一例のみ見られる。

(55) 永享十年内大臣昇進之時、忽失吹嘘空含愁吟了、今度右大将競望之條云譜代云顯職、(『建内記』嘉吉一(一四四二)年十一月七日)

文学作品では、先述した『菅家文章』以降、江戸時代の漢学者鶴殿士寧の漢詩に一例のみ見られる。

(56) 付勢或為陽喬魚、儉合苟容待吹嘘（鶴殿士寧（一七一〇）～一七七四）「自嘲」

古記録及び文学作品においても、〈推薦・引き上げて用いる〉の意で用いられていた。

### 五十三、「吹拳」について

「吹拳」の最も早い例は(57)、(58)と思われる。これらの例では、「吹拳」は〈その職に就任できること〉の意で用いられている。

(57) 東宮学士。尾張守。是殿下吹拳之力也。（新訂増補国史大系『本朝

文粹』巻七長保四（一〇〇二）年二月一日）

(58) 起家望德清明影。嗜道猶求吹拳音。（『本朝麗藻』下二三大江以言（一〇〇四）～一〇二二）

(59) 旧風尋蹤。儉憶吹拳於留侯門下之客。（新訂増補国史大系『本朝統文粹』巻八（一〇六三）～一一四四）

〈推薦〉の意味で用いられる「吹拳」が広く一般的に用いられるようになるのは、鎌倉時代に入ってからである。鎌倉時代では、「吹拳」は(60)のように、〈地位を引き上げること・官途やある職に就任できることにすること〉の意味で用いられると同時に、〈所領安堵の推薦〉、〈訴訟の伸弁〉等の意で用いられる例が現れる。例えば例(61)は、「右、その親、

成人の子供をもって吹拳せしむるの間」とあるが、「推拳」は幕府への所領安堵の推薦の意である。

(60) 自今以後、任寺家吹拳、以器量之輩、可令補任之由、（深兼奉書案『鎌倉遺文』一四七一九・弘安五（一二八二）年一〇月一日）

(61) 父母所領配分時、雖非義絶、不讓与成人子息事。右、其親以成人之子令吹拳之間、励勤厚之思、積勞功之処（『御成敗式目』貞永元（一二三二）年七月）

古記録では、『明月記』に二例、『愚昧記』に一例、『九条家歴世記録』に一例、『民経記』に一例、『経俊卿記』に二例、『看聞日記』に二例、『建内記』に六例見られる。古記録では、〈地位を引き上げること・官途やある職に就任できるようにすること〉の意味が殆どである。

(62) 前大将吹拳熱田宮司等党（『明月記』建久七（一一九六）年四月一日）

(63) 将亦山前庄事、室町殿へ被見之様を可進、可有御吹拳之由被仰下（『看聞日記』応永二八（一四二二）年七月四日）

(64) 故法身院准后遠忌、誦経念仏了、吹拳之恩難忘之故也、（『建内記』文安元（一四四三）年六月十三日）

また、既に見たように、例(22)、(23)のように「吹拳」は院政期及び鎌倉時代後期の私書『御記』『仙洞三心義問答記』においては、〈推薦・ほめたたえる〉の意で用いられていた。

文学作品においては、江戸時代以前では、『太平記』に四例、『神皇正

「統記」に一例見られるのみである。〈所領安堵の推薦〉〈職の推薦〉の意で用いられていた。

(65) 告申候忠ニハ、一所懸命ノ地ヲ安堵仕ル様ニ、御吹挙ニ預リ候ハ  
ン。(『太平記』巻第一一)

(66) 其趣ニ随ハン為ニ山門寺門ノ貫主、宗ヲ改メテ衣鉢ヲ持チ、五山十  
刹ノ長老モ風ヲ顧テ吹挙ヲ臨む。(『太平記』巻第二六)

(67) 近ク維貞トイヒシモノ吹挙ニヨリテ修理大夫ニナリシラダニイカガ  
ト申ケル。(『神皇正統記』)

江戸時代後期になると、『伽羅先代萩』『鎌倉三代記』『胆大心小録』『小袖曾我薊色縫』にそれぞれ一例、『椿説弓張月』に三例見られ、文芸作品に頻繁に見られるようになる。

(68) 此義首尾よふ仕おふせなば某が吹挙して。侍に取立てる。(『伽羅先  
代萩』)

(69) 何とぞ大庭殿の御吹挙願ひ奉ると。(『鎌倉三代記』)

(70) 有難貴殿の御吹挙。拙者身にとり何程か、大慶至極に存まする。

(『小袖曾我薊色縫』)

(71) かゝる癖者を吹挙して、(『椿説弓張月』)

(72) 且當初父が吹挙によつて、里之子に挙げたるに、恩を稟て恩を思はず、(『椿説弓張月』)

江戸時代後期の文学作品において、「推挙」「吹挙」は併用されており、〈ある職に就くように推薦する〉〈取り持つ〉の意で用いられてい

た。『小袖曾我薊色縫』には、「推挙」「吹挙」両表記が見られる。

## 六、まとめ

以上、中国文献と日本文献における三表記の使用状況を調査、検討したが、これらに基づき、本論文の結論をまとめると、次のようになる。

イ、中国文献における「推挙」「吹嘘」の使用状況

漢籍では、得られた例を見る限り、「推挙」は〈推薦〉の意味で用いられており、「吹嘘」は〈過大に評価して〉推薦する・引き上げて用いるの意で用いられていた。共通する意味要素〈推薦〉が存するが、意味評価では、「推挙」はプラスで、「吹嘘」はマイナスで、評価性が大きく異なる。漢訳仏典においても、このような意味の相違が看取されるが、しかし、漢訳仏典においては、「吹嘘」はマイナスの意味合いが含まれない例も見られる。

ロ、日本文献における「推挙・吹嘘・吹挙」三表記の整理

①「推挙」は平安中期に〈その職に就任できるように推薦する〉という意で公式文書に現れる。鎌倉時代には古文書、古記録においては少し増えるが、室町時代には姿を消す。

文学作品では、鎌倉時代中期『古今著聞集』に二例、『源平盛衰記』に一例見られるのみで、江戸時代後期になると、文芸作品に再び現れるようになる。江戸時代の文芸作品においては、「推挙」は中古・中世での意味とはやや異なり、意味の重点が〈推薦〉から〈取り持つ〉に変化している。

②「吹嘘」は平安初期に仏典、漢詩に、「風が吹く、息を吐く」〈ほめたたえる〉の意で現れるが、平安後期になると、公式文書においては、「引き上げて用いる・推薦」の意味で用いられはじめ、鎌倉時代までもっぱらこの意味で用いられるようになる。室町時代になると、文書において〈所領の安堵の推薦〉〈訴訟の仲介〉の意で用いられる例が見られる。

古記録では、一五世紀の『建内記』に一例見られるのみである。

③「吹拳」は「推拳」「吹嘘」より少し遅れて平安後期に公式文書に〈推薦・引き上げて用いる〉の意味で現れ、その後鎌倉・室町時代に亘り、古文書、古記録に頻繁に見られる。特に室町時代に吹拳状が多く発給されるに従い、「吹拳」も頻用される。鎌倉時代に、「引き上げて用いる・推薦」の意のほか、〈所領安堵の推薦〉〈訴訟の仲介〉の意が現れ、室町時代になると、この意味で用いられる例が増える。

文学作品においては、中世に『太平記』に数例見られるのみで、その後江戸時代後期文芸作品に現れるまで見られない。文芸作品においては、「推拳」と併用され、〈取り持つ〉の意で用いられる。

#### ハ、「吹拳」の成立経緯

平安中期から、〈推薦〉の意の「推拳」が既に日本文献に用いられはじめたにもかかわらず、同じ意味の「吹拳」が成立する要因は何か。確固たる根拠は見られなかったが、いくつかの要因を考えた。

#### ①同音であること。

②「吹嘘」は「風」「仁風」と共に比喻用法で用いられることが多く見られることから、〈息を吹きかけること〉は〈口添えをすること〉に喩えられ、「吹嘘」の〈息を吹きかける〉〈ほめたたえる〉の意と「推

拳」の〈挙げる〉の意が融合し、「吹拳」が造られた。

③推薦という行為の過程に於けるその関係性について考える場合、例えばとして、甲は推拳される者で、乙は推拳者で、丙は更なる上位者であることを仮定する。乙が丙に甲を推薦する過程において、「吹嘘」は〈引き上げて用いる〉即ち、乙から甲への行為である。「推拳」は〈上位者へ推薦する〉即ち、〈乙から丙〉への行為である。甲の立場に立ち、乙が丙に自分のことをスイキヨする、この行為を記述する際、乙、丙両方に敬意を表そうとし、「吹拳」が「吹嘘」「推拳」より選ばれたとも考えられよう。

二、近世、「吹拳」に取って代わり、「推拳」が定着に至る要因

本稿の考察では、確固たる証拠は得られなかったが、一つの推測として、以下のように考えられよう。「吹拳」は室町時代において、意味範囲が広がり、広く用いられるようになるにつれ、「推拳」「吹嘘」は「吹拳」に吸収され、姿を消す結果となった。しかし、吹拳状の発給が頻繁になるにつれ、「吹拳」は〈訴訟の仲介〉の意で頻用され、定着するに至った。近世、吹拳状の発給はなくなり、〈推薦・取り持つ〉の意味を表す時、〈訴訟の仲介〉の意味で広く用いられていた「吹拳」より、「推拳」の方が適切であると判断され、その使用頻度が増え、「推拳」「吹拳」が併用されるようになり、最終的に「吹拳」は完全に姿を消し、「推拳」は再び〈推薦〉の意で用いられるようになったと見られる。

以上、本論文は近世までの「スイキヨ」の漢字表記の変遷過程について、検討したが、近世以降の詳細な使用状況について、今回は一部の辞書以外の文献は調査できなかったため、なお課題が残っている。今後、

「スイキョ」の受容、変遷過程をさらに精査すると同時に、近世以降の使用状況の解明にも取り組みたい。

注

- 1、「推許」の例も見られるが、数例のみであり、ここでは検討対象としない。
- 2、本稿では、中古は平安時代、中世は鎌倉時代、室町時代を指し、近世は江戸時代を指す。
- 3、「古語大鑑」に依ると、「引及」「引汲」と同語と考える場合は「人・物事」を、自分の方に引きつけ、都合のよいように推し量り取り扱うこと。特に、論争・訴訟などで、一方を弁護し支援すること」の意である。平安時代では「吹嘘」はこの意で用いられるとするならば、「吹嘘」の例を少し異なる意味で解釈する必要があると思われるが、辞書の問題も関係するので、この問題については次の課題としたい。
- 4、沼本克明(一九八六)では、この字音仮名遣いに触れており、「実は、この仮名遣いの範疇は、既に本書で問題にした様に(178頁、179頁)、古くから「すゐ」「つゐ」などの例は日本漢字音の表記には存在しなかったものであって、宣長の誤りなのである。つまり、178頁、179頁の例によって知られる様に、同韻の字が、カガ行の場合のみ「クキ」「グキ」と合拗音であり、他は「スイ」「ツイ」「ルイ」「ユイ」と表記されてきたのである」と述べている。「和英語林集成」の例も同様である。
- 5、漢籍の検索は「台湾中央研究院漢籍電子文献」、「国学宝典」のデータベースを使用し、漢訳仏典の検索は、「大正新修大藏経データベース」を使用した。なお、字体は原則的に新字体に統一した。
- 6、中国仏典では、「吹挙」は文字列として見られるが、熟語とみなしてよいかはまだ疑問が残る。
- 7、『平安遺文』『鎌倉遺文』『大日本古文書』の検索は東京大学史料編纂所データベースを用いた。『南北朝遺文』は手作業で調査した。
- 8、古典文学作品の検索は、『日本古典文学大系』(岩波書店、一九五七―一九六七)のデータベース(国文学研究資料館)を使用した。

【参考文献】

- 渥美かをる解説(一九七七)『慶長古活字版 源平盛衰記』古典資料類従所収、勉誠社
- 佐藤進一(一九七二)『古文書学入門』法政大学出版局
- 中田祝夫(二〇〇九)『古本節用集六種研究並びに総合索引』勉誠出版
- 沼本克明(一九八六)『日本漢字音の歴史』東京堂出版

【引用資料】

- 1、『平安遺文』(一九四七―一九六二) 竹内理三、東京堂出版
- 2、『鎌倉遺文』(一九七一―一九九七) 竹内理三、東京堂出版
- 3、『大日本古文書』(一九〇一) 東京大学史料編纂所
- 4、『南北朝遺文』(一九八〇) 東京堂出版、東京大学出版会
- 5、『大正新修大藏経』(一九二四―一九三四) 大正新修大藏経刊行会
- 6、『日本古典文学大系』(一九八九―二〇〇五) 岩波書店

【使用データベース】

- 東京大学史料編纂所データベース【引用資料】1、2、3)
- 大正新修大藏経データベース【引用資料】5)
- 国学宝典
- 台湾中央研究院漢籍電子文献
- 国文学研究資料館データベース【引用資料】6)

【表二】 日本文献における「推挙」

番号	文献名・文書名	年代	文書番号	意味
1	雲州往来	平安時代後期		①
2	古今著聞集卷一	一二五四年		①
3	古今著聞集卷一五	一二五四年		①
4	源平盛衰記	鎌倉時代末期か		①
5	折たく柴の記	一七一六年		④
6	蘭東事始	一八一五年		④
7	蘭東事始	一八一五年		④
8	蘭東事始	一八一五年		④
9	碁太平記白石噺	一七八〇年		④
10	しりうごと	一八三二年		④
11	神靈矢口渡	一七七〇年		④
12	小袖曾我薊色縫*	一八五八年		④
13	小袖曾我薊色縫	一八五八年		④
14	小袖曾我薊色縫*	一八五八年		④
15	小袖曾我薊色縫*	一八五八年		④
16	小袖曾我薊色縫*	一八五八年		④
17	小袖曾我薊色縫*	一八五八年		④
18	夏祭浪花鑑*	一七四五年		④
19	名歌徳三舛玉垣*	一八〇一年		④
20	民経記	寛喜三(一二三二)年 二月二四日		①
21	民経記	寛喜三(一二三二)年 四月一四日		①

22	民経記	仁治三(一二四二)年 四月九日		①
23	経俊卿記	暦仁二(一二三三)年 十一月二三日		①
24	経俊卿記	康元二(一二五六)年 四月		①
25	経俊卿記	文心二(一二六〇)年 九月四日		①
26	後愚昧記	貞治三(一二六八)年 三月一四日		①
27	建内記	嘉吉二(一二四二)年 八月二三日		①
28	建内記	文安二(一二四四)年 二月九日		①
29	台記	仁平三(一二五三)年 九月一六日		①
	以下『平安遺文』			
30	類聚符宣抄	天元二(九七九)年 二月一四日	九三	①
31	平野神社所蔵文書	永暦元(一六〇)年 一二月二四日	二八九	①
	以下『鎌倉遺文』			
32	覚阿申状	嘉禄二(一二二六)年 四月三〇日	三四八三	①
33	関東評定事書	嘉禎四(一二三八)年 九月二七日	五三〇九	①
34	醍醐寺僧綱大法師 等申状案	文永二(一二七五)年 正月	一一八〇三	①
35	九條忠家遺誡草案	建治元(一二七五)年 六月九日	一一九二五	①

42	41	40	39	38	37	36
後醍醐天皇綸旨案	某書状	益性法親王書状	相模極樂寺長老順忍四十九日回向文	九條近衛兩流次第	東寺供僧申状追而案	東寺供僧使者申詞士代
元弘三(二三三)年一〇月一日	九月	嘉曆二(三三七)年九月二十八日	嘉曆元(三三六)年九月二十八日	正応年中か	正応三(二二九〇)年六月一四日	建治元(二七五)年か
三二五九一	三一五九九	三〇〇一六	二九六一五	一八三二四	一七三六七	一二〇二〇
①	①	①	①	①	①	①

注…イ、意味①推薦(地位を引き上げて用いる・官途やある職に就任できるように推薦すること) ②所領安堵の推薦③訴訟の仲介(他人の支配に属している者が自分の名義で訴訟する時に、主人に当たるものが裁判所に対して取り次ぐ旨の書状を添付すること。挙状。) ④取り持つ。ロ、「\*」がついている近世文芸作品の例は、底本では仮名表記となっており、校注者が漢字に改めたものである。以下同。ハ、古文書・古記録以外は陽暦のみ記す。

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	【表二】 日本文献における「吹嘘」	
朝野群載	朝野群載	本朝統文粹	百卷本東大寺文書	本朝統文粹	類聚符宣抄	朝野群載	以下『平安遺文』	建内記	雲州往来卷中八	雲州往来卷上三二	続古事談	自嘲	本朝無題詩	菅家文章	菅家文章卷第四	菅家文章卷第三	三教指帰卷第二	文献名・文書名	
未詳	天承一(一一三二)年二月一三日	大治五(一一三〇)年一月	嘉承一(一一〇六)年八月五日	長元二(一一〇九)年三月二三日	治安三(一一三三)年一二月三〇日	長保四(一一〇二)年五月二七日		嘉吉一(一一四四)年十一月七日	平安時代後期	平安時代後期	一一一九年	一一二四年	九〇〇年	九〇〇年	九〇〇年	七九七年	年代		
二三一	二〇七	五〇九	一六六二	七二八	一一一四	一一一五												文書番号	
												①	①	①	①	①	①	①	意味
																			②
																			③
④	④	④	④	④	④	④		④	④	④	④	④	④						④
																			⑤
																			⑥

32	足利義満下知状写 七月一九日	31	細川頼之某書 四月二八日	30	細川頼之某書案 一二月一四日	29	細川頼之某書 一二月一四日	28	細川頼之某書 一二月一四日		以下『南北朝遺文』	27	顯辨四十九日佛事 廻向文 六月一日	26	金剛峯寺年預置文 七月	25	吾妻鏡 弘長三(二六三)年 三月一七日	24	吾妻鏡 延応元(二三九)年 七月一五日		以下『鎌倉遺文』	23	本朝統文粹 未詳	22	本朝統文粹 未詳	21	本朝統文粹 未詳	20	本朝統文粹 未詳	19	本朝統文粹 未詳	18	政事要略 未詳
	応安六(三七三)年 三六六二		応安六(三七三)年 三六五七		応安五(三七二)年 三六四四		応安五(三七二)年 三六三八		応安五(三七二)年 三六三七				元徳三(三三三)年 三一四四二		文永八(二七二)年 一〇八五六		弘長三(二六三)年 八四九一		延応元(二三九)年 五四五二		一〇二九		八一〇		八〇七		八〇三		七二六		二八五二		
												④			④		④		④		④		④		④		④		④		④		
	⑥		⑤		⑤		⑤		⑥																								

注…イ、意味①息を吹きます②ほめたたえる③嘘を言う④推薦(地位を  
引き上げて用いる・官途やある職に就任できるように推薦するこ  
と)⑤所領安堵の推薦⑥訴訟の仲介(他人の支配に属している者が

自分の名義で訴訟する時に、主人に当たるものが裁判所に対して取  
り次ぐ旨の書状を添付すること。挙状。)口、『政事要略』の例は  
『白氏文集』の引用である。



【表三】 日本文献における「吹挙」

番号	文献名	年代	文書番号	意味
20	看聞日記(八例)	永享五(四三三)年		①
19	経俊卿記(二例)	宝治一(二二四七)年		①
18	民経記	仁治三(一二四二)年		①
17	愚昧記	治承一(一一七七)年		①
16	九条家歴世記録	貞永一(一二三二)年		①
15	近世説美少年録	一八二九～一八三二年		①
14	英草紙	一七四九年		④
13	英草紙	一七四九年		④
12	椿説弓張月	一八〇七～一八一一年		④
11	椿説弓張月	一八〇七～一八一一年		④
10	椿説弓張月	一八〇七～一八一一年		④
9	小袖曾我薊色縫	一八五九年		④
8	鎌倉三代記	一七一六年		④
7	胆大小心録	一八〇八年		④
6	伽羅先代萩*	一六五八～一六七三年		④
5	神皇正統記	一三三九年		①
4	太平記卷三六	一三六八～一三七五年		①
3	太平記卷二六	一三六八～一三七五年		①
2	太平記卷二三	一三六八～一三七五年		①
1	太平記卷一一	一三六八～一三七五年		②
				③
				④

21	建内記(六例)	嘉吉三(一四四三)年 文安四(一四四七)年		①
	以下『平安遺文』			
22	本朝文粹	長保四(一〇〇二)年 十一月四日	六二八	①
23	本朝統文粹	未詳	七三九	①

注…イ、意味①推薦(地位を引き上げて用いる・官途やある職に就任で  
 できるように推薦すること) ②所領安堵の推薦③訴訟の仲介(他人の  
 支配に属している者が自分の名義で訴訟する時に、主人に当たるも  
 のが裁判所に対して取り次ぐ旨の書状を添付すること。挙状。) ④  
 取り持つ。ロ、『鎌倉遺文』『南北朝遺文』については、用例数が多  
 いため、全部列挙できなかつたが、意味については、①②③の意が  
 看取される。今後これらの文書例について更に精査していきたい。

(付記) 本稿は、平成二七年八月一日、第一一〇回漢字漢語研究会(於  
 早稲田大学)での口頭発表を基にまとめたものである。発表会の席上、  
 野村雅昭先生をはじめ、笹原宏之先生、橋本行洋先生、新野直哉先生よ  
 り貴重なご教示を賜り、本稿の内容を修正することができた。記して感  
 謝申し上げる。また、山本真吾先生には始終ご指導いただき、心より感  
 謝申し上げます。

